



川崎市議会議員

本間 賢次郎 ケンジロウ

市政レポート No. 20 (令和元年8月号)

未来へ働き続ける、想いを「ツナ」ぐ。
イメージキャラクター：本マグロ ツナジロウ

事務所 〒210-0834 川崎市川崎区大島 3-14-17

TEL044-742-8072

FAX044-211-1081

ごあいさつ



今夏は近年では珍しい長梅雨となり、7月29日頃の梅雨明けとなりました。比較的に涼しい日も多かったため、身体が暑さに慣れず、梅雨明けと同時に急激に上昇した気温に対応できずに熱中症になる方が増えています。体調管理と気象情報の確認を徹底し、高温時の屋外での作業・運動については十分に注意をし、屋内でもこまめな水分・塩分の補給や休憩、エアコン・空調の適切な利用を心がけて充実した令和最初の夏をお過ごし下さい。

大災害時の行政体制について初の見解

先月号に引き続き、6月28日に行った一般質問について報告致します。今号は、「災害時における行政の指揮系統および手続きについて」です。この質疑により、本市初の見解が示されました。

大災害が川崎市を直撃した場合、行政運営の混乱も想定され、また市長や副市長をはじめとした幹部職も被災し犠牲になることも否定できません。地方自治法では、市長の職務代理者について一定程度の規定がありますが、本市においては市長、副市長ら幹部職が欠けた場合に誰が市長の代理となるかが決まっていませんでした。このままでは、そうした事態に陥った時、本市はリーダー不在、災害対策本部長も不在となり、市長に代わる人選手続きに時間を要し、復旧・復興が遅れる恐れがあります。過去の災害では、東日本大震災において、岩手県大槌町で町長と

課長（本市の局長級に相当）が亡くなり、副町長が町長職務代理者に就くも、間もなく自身の副町長の任期満了を迎え退任。職務代理者の交代が起き、復興に遅れが生じた例があります。こうした事例を挙げ、国の内閣総理大臣臨時代理を参考にしながら、市長の職務代理者の権限の整理と合わせて課題を指摘しました。



※職務代理者とは

首長に事故または欠けた際に一時的に職務を代理する者。地方自治法では第152条に規定があり、都道府県では副知事、市では副市長が代理を務めることとなっています。また、副知事、副市長等も事故または欠ける事態となった時には補助機関の職員の内から首長の指定する者が代理することになります。首長による指定がない場合は、当該自治体の規則に定めた上席の職員が代理者となります。

行政全般、組織、法令・条例等の整理、解釈を担う総務企画局長の答弁では市長職務代理者の指定等の手続きについて明確な根拠が示されませんでした。最後に市長に見解を尋ねると「川崎市事務分掌規則に定める組織順に基づき、指揮監督する」と答弁があり、本市独自の新たな見解として示されました。本来、川崎市事務分掌規則の組織順は職務代理予定者の順位を定めたものではありませんが、今後はこの市長答弁が根拠となり、万が一、災害等で市長、副市長、幹部職が欠けた場合には組織順が即ち職務代理予定者の順位となり、速やかに市長の職務代理者が決定することになります。非常事態での政治的空白は市民に不安を与えるため、今回の市長からの答弁は大変大きな意味を持ちます。これにより、大災害が起きても川崎市は政治的空白を生まないことが明確になりました。

今後も市民の安心・安全確保に向けた災害対策に取り組んで参ります。